

申告

市民税・県民税申告相談とよくある問い合わせ

課税課 市民税係 ☎ 1123

2月15日(月)～3月15日(火)の間、「平成28年度市民税・県民税申告」と「平成27年分所得税の確定申告」(還付申告などの簡易な申告のみ)の申告相談を行います。

◆よくある問い合わせ

Q 収入や所得がなくても申告は必要ですか？

A 収入や所得がなくても次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税申告をお願いします。

- 16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主
介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員
15歳以上の市営住宅及び県営住宅入居者
所得・課税証明書が必要な人

Q 申告に必要なものは何ですか？

A 次の書類などを用意してください。

- ①印鑑
②所得がわかるもの
給与所得、年金所得…源泉徴収票

Q 医療費控除を受けたいが必要な書類は何ですか？市で作成してもらえますか？

A 支払った医療費の領収書と「医療費の明細書」が必要です。事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとの明細書を作成してください。市では書類の作成は行いません。なお、健康保険や生命保険の制度等からの補てん金分は、医療費から差し引かれます。

Q 収入が公的年金のみですが、申告は必要ですか？

A 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。なお、源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する人は市民税・県民税申告が必要です。

Q 住んでいる地区の指定日に行けない場合はどうしたら良いですか？

A 都合がつかない場合は、

事業主のみなさんへ

指定日以外でも相談をお受けします。

◆給与支払報告書の提出

平成27年中に給与を支払った場合、年末調整をしているか否かにかかわらず、全ての受給者について、平成28年1月1日現在(退職者は退職日現在)の住所地の市町村に平成28年2月1日(月)までに給与支払報告書を提出する必要があります。また、退職者や短期雇用者等についても提出をお願いします。

◆特別徴収税額の

納期の特例制度

納期の特例とは、給与の支払を受ける人が常時10人未満である事業所については、毎月の給与の支払いの際に徴収した市民税・県民税の特別徴収税額を年2回に分けて納めることができる制度です。納期の特例を受けるためには、事前に納期の特例に関する承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。



相談

平成27年分所得税確定申告

税理士による無料税務相談をご利用ください

下記のとおり、各税理士事務所において申告相談及び申告書の作成を無料でを行います。希望する人は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえご利用ください。

※事前連絡の際に相談日時、必要書類等を確認してください

対象 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする人、及び年金受給者で確定申告が必要な人

●無料税務相談の日程表(相談時間:午前9時30分～午後4時)

Table with columns: 日程, 税理士名, 電話, 事務所所在地. Lists consultation times and locations for various tax accountants.

Table with columns: 日程, 税理士名, 電話, 事務所所在地. Lists consultation times and locations for various tax accountants.

☆お問い合わせ先: 関東信越・税理士会 本庄支部 ☎ 7091

本庄税務署からお知らせ

確定申告書は自宅で作成できます!

還付申告は、確定申告期間(2/16～3/15)の前から行えます(土・日・休日を除く)。

確定申告書の作成は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。

作成した申告書を自宅のプリンタで印刷し郵送等で提出できますのでご利用ください。また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ又は税務署にお問い合わせください。

確定申告をすれば税金が戻る人

給与所得者で確定申告の必要がない人でも、次のような場合、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

- ①災害・盗難・横領により住宅や家財などの資産に受けた損害等について雑損控除を受ける場合
②病気やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
③家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして(特定増改築等)、住宅借入金等特別控除を受ける場合など

★本庄税務署 ☎ 2111 (自動音声案内)

●申告日程表(受付時間:午前9時～正午、午後1時～4時)

Table with columns: 日程, 地区, 会場. Lists the schedule for tax declarations across different districts and venues.